



令和 2 年 第 1 3 回 総 会  
会 議 録

期 日 令和 2 年 1 2 月 2 5 日

場 所 枕 崎 市 妙 見 セ ン タ ー

枕 崎 市 農 業 委 員 会

# 令和2年第13回枕崎市農業委員会総会

## 会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和2年12月25日（金）

### 2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	57	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	58	あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について
4	59	農地法第3条許可申請について
5	60	農地法第5条許可申請について
6	61	農用地利用集積計画の調整について

### 3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
12月25日	午前9時30分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第6号
		6. 提案理由の説明, 質疑
		7. 討論, 表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	原田克子	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	今給黎龍浪	農業委員
	6番	白澤千恵子	農業委員
	7番	眞茅文男	農業委員
	8番	依積田広昭	農業委員
	9番	楠義文	農業委員
会長代理	10番	畑野真人	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	依積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原和英	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 駒水孝広  
主幹兼農地係長 永江靖博  
農地係参事補 前原光博

午後 9時30分 開会

議長 令和2年第13回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員14名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。

12番俵積田正康委員、13番有村貞雄委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号議案第57号 農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

議案書は1ページになります。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号147号は所有者変更による合意解約で利用権設定を受けた者 ○○○○さん、利用権設定をした者 ○○○○さんです。

整理番号148号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者 ○○○○さん、利用権設定をした者 ○○○○さんです。

整理番号149号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者 ○○○○さん、利用権設定をした者 ○○○○さんです。

整理番号150号は所有者変更による合意解約で利用権設定を受けた者 ○○○○さん、利用権設定をした者 ○○○○さんです。

整理番号151号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者 ○○○○、利用権設定をした者 ○○○○さんです。

整理番号152号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者 ○○○○、利用権設定をした者 ○○○○さんです。

整理番号153号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者 ○○○○さん、利用権設定をした者 ○○○○さんです。

整理番号154号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者 ○○○○さん、利用権設定をした者 ○○○○さんです。

整理番号155号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者 ○○○○さん、利用権設定をした者 ○○○○さんです。

内訳につきましては畑が12筆で14,621㎡です。

以上は農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号147号から155号までの9件については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第57号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第3号議案第58号あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について説明いたします。

名簿登録番号 山口地区14号、〇〇〇〇さんは、経営類型 雑穀・いも類の認定農業者で経営面積は750aです。農業労働力は3名です。

名簿登録番号 山口地区15号、〇〇〇〇は、経営類型 雑穀・いも類の認定農業者で経営面積は980aです。農業労働力は2名です。

両名は、担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において、計画書が認定されたことに伴い、あっせん譲受け等候補者名簿に新規登載しようとするものです。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

10番(畑野委員) 名簿登録番号15号の〇〇〇〇の代表者は誰になっていますか。

事務局 同地区の認定農業者になっている 〇〇〇〇さんです。

議長 他にありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載については、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第58号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は2件で所有権の移転に関する申請です。

(整理番号9号)

整理番号9号の申請地は、火之神北町〇〇番、畑、3、708㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、農業、57歳、南さつま市坊津町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、28歳、西本町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということであります。

譲渡人は譲受人の父であります。

整理番号9号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号9号の申請地については7・8ページに掲載してあります。

申請地は、薩摩酒造火之神蒸留所より西側約〇〇mに位置します。

整理番号9号においては、いづれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

(整理番号10号)

整理番号10号の申請地は、板敷本町〇〇番〇、畑、774㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、農業、79歳、板敷本町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、調理員兼農業、65歳、板敷本町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農地拡大ということであります。

整理番号10号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号10号の申請地については10・11ページに掲載してあります。

申請地は、豊留町、瀬戸茶生産組合茶工場から南東側約〇〇mに位置し、板敷畑かん地区内にあります。

整理番号10号においては、いづれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号9号について、楠委員をお願いします。

9番(楠委員) 整理番号9号について報告いたします。

12月8日に譲渡人で譲受人の父である〇〇〇〇さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地は、北側及び南側は畑、東側及び西側は道となっており、現在、畑になっています。

取得後は、トマト、甘しょ等の作付畑として利用する計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われまます。

以上報告を終わります。

議長 次に、整理番号10号について、俵積田広昭委員お願いします。

8番（俵積田広昭委員） 整理番号10号について報告いたします。

12月13日に譲受人の立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は豊留集落に居住する農家です。

甘しょ栽培を主として息子と2人で農業を営んでいます。

申請地説明は、事務局の説明の通りです。

枕崎市板敷本町〇〇番〇は、板敷本町の畑かん地区内です。

東側は市道で、北・西側は畑、南側は集落を挟んでお茶畑です。

経営規模拡大のため譲渡人から申請地を購入し譲受人の農地と一体で耕作しないかと持ちかけられ、購入することにしました。

権利取得後もこれまで同様の営農を行う計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われまます。

以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第3条許可申請の整理番号9号及び10号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第59号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第5号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は1件で、所有権の移転に関する申請が1件です。

〔整理番号40号〕

整理番号40号の申請地は塩屋北町〇〇番、畑、290㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、借家住まいのため、実家の隣りである申請地に自宅を新築したい。」とのことです。

申請地は14ページに掲載してあります。

塩屋北町・柳田運送北側約〇〇mに位置します。

農地の区分は都市計画用途指定地域から500m以内に位置する孤立した農地で「市街地近接農地」に該当し、第2種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 290 m<sup>2</sup>で問題のないものと思われます。

造成については、現況のまま整地をおこないますが、北側及び西側には、既存の擁壁が施してあり、東側はブロック積を施します。

建物は、高さ 5.5mの平屋ですが、境界から約 1m程度控えて建築します。

また、排水管の設置にあたって、東側に隣接する塩屋公民館所有の防風林跡地を利用するとのことであり、その承諾を得ておこなうとのこと。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号 40号について、原田委員をお願いします。

2番 (原田委員) 12月16日に俵積田広昭農業委員、事務局の前原さんと現地確認を行いました。

整理番号 40号について報告いたします。

立会人は申請者代理の〇〇〇〇行政書士です。

40号の申請地は、説明にありましたとおり、東側の市道沿いに、住宅が建築された土地が多く見受けられる、塩屋北町に位置する小集団の農地で、保全管理された畑です。

転用目的は一般住宅です。

申請地の北側は宅地及び菜園地で 3m程度低く、東側は防風林跡地で法面、西側は宅地、南側は道です。

周囲に農地はありません。

東側及び西側には、擁壁があり、東側はブロック積を設置し、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止します。

建物は、平屋であり、境界から控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさないようにします。

雨水については、東側側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水も東側の道に埋設されている下水道管へ排水します。

また、北側にある父親所有の菜園地に入出入りするため、スロープを設置することあり、造成の際は、十分な土留め対策をおこなうよう指導したところ。

そのほか被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。

以上報告をおわります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農地法第5条許可申請の整理番号 40号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第6号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第6号議案第61号 農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

議案書は15ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号329-1号から351-108号の利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん外67名、利用権設定をするもの〇〇〇〇さん外193名で、設定面積は畑が374筆の405,816㎡、田が5筆の2,951㎡、樹園地が45筆の55,074㎡、計424筆の463,841㎡です。

350-1号以降は農地中間管理事業の利用権設定となります。

そのうち350-4号以降は西白沢地区の地域集積の中間管理事業分となっております。

以上の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

5番（今給黎委員） 先日金山校区の担い手の後継者の方と話す機会がありまして、おそらく350-3号の〇〇〇〇の事ですが、地域に優先してあっせん出来なかったのかという意見がありました。

原田委員に連絡をとって当事者とも意見交換をしましたが、今回はやむを得ないと思われませんが、今後は一言地元の人にも声を掛けて欲しいという意見がありましたので、報告させていただきます。

議長 地元優先であっせんして欲しいという要望があったという事でしょうか。

5番（今給黎委員） はい、そうです。

議長 その事については、事務局とも検討をして行きたいと思しますので、よろしくをお願いします。

他にありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号329-1号から351-108号までについては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第61号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第61号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

午前 10時00分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 畑野 真人 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 中原 敬彦 \_\_\_\_\_